

記載例1（公的年金・個人年金収入の場合）

令和8年度(7年分所得)市民税・県民税(個人住民税)申告書

8年1月1日の住所	狭山市 入間川1-23-5		
現住所	☒ 同上		
フリガナ	サヤマ タロウ		
氏名	狭山 太郎		
生年月日	明・大(国)平・令 15年7月7日		
個人番号	××××1111××××		
電話番号	04 - □□□□ - 1111		本人との親類 ()

3所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除	A 国民健康保険	B 国民年金	C 介護保険
	D 後期高齢者医療保険	E その他	合計 A+B+C+D+E
	40,000		70,000 110,000
生命保険料控除	A 新生命保険料の計		B 旧生命保険料の計
	C 新個人年金保険料の計		D 旧個人年金保険料の計
	E 介護医療保険料の計		
地震保険料控除	A 地震保険料の計	B 旧長期損害保険料の計	
本人事項	☐ 寡婦控除 (遺孀、遺族等) ☐ ひとり親控除 (学扶金) ☐ 障害者控除 身体・療育・精神 配偶者の氏名 狭山 花子 個人番号 ××××2222×××× 生年月日 明・大(国)平・令 17.10.10 ☐ 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く) ☐ 障害者控除 身体・療育・精神 同居・別居の区分 ☒ 同居 ☐ 別居		
	配属者の合算所得金額 0		
扶養控除	氏名 生年月日 続柄 16歳未満 同居・別居の区分		
	個人番号 障害者控除 身体・療育・精神		
	別居の場合の住所 合計所得金額		
	氏名 生年月日 続柄 16歳未満 同居・別居の区分		
氏名 生年月日 続柄 16歳未満 同居・別居の区分			
個人番号 障害者控除 身体・療育・精神			
別居の場合の住所 合計所得金額			
氏名 生年月日 続柄 16歳未満 同居・別居の区分			
個人番号 障害者控除 身体・療育・精神			
別居の場合の住所 合計所得金額			

扶養控除の対象人数が4名以上になる場合は、裏面に記入をしてください。

雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	A 損害金額	B 保険金などで補てんされる金額	C 自己負担額(一部)の戻り金等
医療費控除	A 支払った医療費等 B 保険金などで補てんされる金額 C セルフメディケーション税制		
	105,000		☐ 適用する

5給与・公的年金に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外の)所得に係る市民税・県民税の納税方法

☐ 給与から差引き(特別徴収)

☐ 自分で納付(普通徴収)

居住年月日	平・令
住宅借入金特別控除可能額	
住宅特定取得	
住宅特定取得以外	

交付	担当	確認	増・同・減 非・新・異	狭山市長 印
入力日	年 月 日			 整理番号
期別	普	特	月 通年	
別添資料	源泉・BOX・個・他・無			

収入金額等	事業等	ア	
	業	イ	
	不 動 産	ウ	
	利 子	エ	
	配 当	オ	
	給 与	カ	3,000,000
	公的年金等	キ	
	業 務	ク	
	そ の 他	ケ	500,000
	短 期	コ	
長 期	セ		
一 時	シ		
所得金額	事業等①		
	業 業②		
	不 動 産③		
	利 子④		
	配 当⑤		
	給 与⑥		
	公的年金等⑦	1,900,000	
	業 務⑧		
	そ の 他⑨	150,000	
	合 計⑩	2,050,000	
総合課税・一時			
合 計⑪	2,050,000		
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除⑫	110,000	
	小規模企業共済等掛金控除⑬		
	生命保険料控除⑭		
	地震保険料控除⑮		
	寡婦、ひとり親控除⑯	0,000	
	障害者控除⑰	0,000	
	配偶者(特別)控除⑱	38,000	
	扶 養 控 除⑲	0,000	
	特定義侠特別控除⑳	0,000	
	基 礎 控 除㉑	43,000	
雑 損 控 除㉒			
医 療 費 控 除㉓	5,000		
合 計㉔	925,000		

◎必要なもの

- ・【雑所得（公的年金等）】年金の源泉徴収票
- ・【雑所得（その他）】個人年金の支払証明書
- ・【社会保険料控除】社会保険料の領収書や支払った金額が確認できる書類（年金天引きしている場合は不要）
- ・【医療費控除】医療費控除の明細書

記載例2(給与・公的年金収入の場合)

令和8年度(7年分所得)市民税・県民税(個人住民税)申告書

8年1月1日の住所		狭山市 狭山1-1	
現住所		☒ 同上	
フリガナ		サヤマ イチロウ	
氏名		狭山 一郎	
個人番号		×××× 3333 ××××	
電話番号		04 - □□□□ - 2222	
		代理人の氏名	
		本人との関係	

③所得から差し引かれる金額に関する事項			
社会保険料控除	A 国民健康保険料	80,000	
	B 国民年金		
	C 介護保険		
	D 後期高齢者医療保険		
	E その他		
合計A+B+C+D+E		220,000	300,000
生命保険料控除	A 新生命保険料の計		
	B 旧生命保険料の計		
	C 新個人年金保険料の計		
	D 旧個人年金保険料の計		
	E 介護医療保険料の計		
合計		82,000	
地震保険料控除	A 地震保険料の計		
	B 旧長期損害保険料の計		
合計		31,700	
本人事項			
配偶者の氏名		狭山 良子	
個人番号		×××× 4444 ××××	
生年月日		明・大・昭平 17.10.10	
障害者控除		身体・療育・精神	
同居・別居の区分		☒ 同居 ☐ 別居	
別居の場合の住所			
合計所得金額		600,000	
扶養控除			
氏名		狭山 民子	
生年月日		明・大・昭平 11.1.1	
個人番号		×××× 5555 ××××	
障害者控除		身体・療育・精神	
同居・別居の区分		☒ 同居 ☐ 別居	
別居の場合の住所			
合計所得金額		0	
氏名		狭山 次郎	
生年月日		明・大・昭平 23.6.6	
個人番号		×××× 6666 ××××	
障害者控除		身体・療育・精神	
同居・別居の区分		☒ 同居 ☐ 別居	
別居の場合の住所			
合計所得金額		0	
氏名		狭山 次郎	
生年月日		明・大・昭平 23.6.6	
個人番号		×××× 6666 ××××	
障害者控除		身体・療育・精神	
同居・別居の区分		☒ 同居 ☐ 別居	
別居の場合の住所			
合計所得金額		0	
雑損控除			
損害の原因		被害を受けた資産の種類	
A 損害金額		B 保険金などで補てんされる金額	
C 自己負担額		D 自己負担額の2割に達しない場合は、その半分の金額を算入する。	
E 支払った医療費等		F 保険金などで補てんされる金額	
G セルフメディケーション税制		☐ 適用する	
所得から差し引かれる金額			
給与・公的年金等に係る所得以外（令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外の所得に係る市県税・住民税の納税方法）		居住年月日	
☐ 給与から差引き（特別徴収）		平・令	
☐ 自分で納付（普通徴収）		住宅借入金特別控除可能額	
		住宅特定取得	
		住宅特定取得以外	

収入金額等		所得金額		所得から差し引かれる金額	
事業所得	営業所得	① 事業所得	② 不動産所得	③ 雑所得	④ 社会保険料控除
不動産所得	利子所得	⑤ 配当所得	⑥ 雑所得	⑦ 雑所得	⑧ 小規模企業共済等掛金控除
雑所得	公的年金等	⑨ 雑所得	⑩ 雑所得	⑪ 雑所得	⑫ 生命保険料控除
総合課税	短期長期	⑬ 雑所得	⑭ 雑所得	⑮ 雑所得	⑯ 地震保険料控除
一時シ	一時シ	⑰ 雑所得	⑱ 雑所得	⑲ 雑所得	⑳ 寡婦・ひとり親控除
一時シ	一時シ	㉑ 雑所得	㉒ 雑所得	㉓ 雑所得	㉔ 勤労学生・障害者控除
一時シ	一時シ	㉕ 雑所得	㉖ 雑所得	㉗ 雑所得	㉘ 配偶者（特別）控除
一時シ	一時シ	㉙ 雑所得	㉚ 雑所得	㉛ 雑所得	㉜ 扶養控除
一時シ	一時シ	㉝ 雑所得	㉞ 雑所得	㉟ 雑所得	㊱ 特定義族特別控除
一時シ	一時シ	㊲ 雑所得	㊳ 雑所得	㊴ 雑所得	㊵ 基礎控除
一時シ	一時シ	㊶ 雑所得	㊷ 雑所得	㊸ 雑所得	㊹ 雑損控除
一時シ	一時シ	㊺ 雑所得	㊻ 雑所得	㊼ 雑所得	㊽ 医療費控除
一時シ	一時シ	㊾ 雑所得	㊿ 雑所得	㋀ 雑所得	㋁ 合計
一時シ	一時シ	㋂ 雑所得	㋃ 雑所得	㋄ 雑所得	
一時シ	一時シ	㋅ 雑所得	㋆ 雑所得	㋇ 雑所得	
一時シ	一時シ	㋈ 雑所得	㋉ 雑所得	㋊ 雑所得	
一時シ	一時シ	㋋ 雑所得	㋌ 雑所得	㋍ 雑所得	
一時シ	一時シ	㋎ 雑所得	㋏ 雑所得	㋐ 雑所得	
一時シ	一時シ	㋑ 雑所得	㋒ 雑所得	㋓ 雑所得	
一時シ	一時シ	㋔ 雑所得	㋕ 雑所得	㋖ 雑所得	
一時シ	一時シ	㋗ 雑所得	㋘ 雑所得	㋙ 雑所得	
一時シ	一時シ	㋚ 雑所得	㋛ 雑所得	㋜ 雑所得	
一時シ	一時シ	㋝ 雑所得	㋞ 雑所得	㋟ 雑所得	
一時シ	一時シ	㋠ 雑所得	㋡		

◎必要なもの

- ・【給与所得、雑所得（公的年金等）】年金、給与の源泉徴収票
- ・【社会保険料控除】社会保険料の領収書や支払った金額が確認できる書類（給与の源泉徴収票に記載されている社会保険料は⑬ E その他に記入）
- ・【生命保険料控除、地震保険料控除】生命保険料、地震保険料の控除証明書（給与の源泉徴収票に記載がある分は不要）